

自主防災のてびき

「自分たちの地域は自分たちで守る!!」



各務原市

はじめに	1
第1章 自主防災組織について	
1. 自主防災組織とは	2
2. 自主防災組織の位置づけ	2
3. 自主防災組織の必要性	3
第2章 自主防災組織の整備	
1. 自主防災組織の運営	4
2. 自主防災組織結成の編成方法	5
3. 自主防災組織の班編成	6
4. 地区防災計画の作成	7
第3章 自主防災組織の活動	
1. 活動目標の設定	9
2. 活動計画の策定	9
3. 訓練の実施	10
第4章 災害時の活動	
1. 地震災害時の活動	11
2. 風水害時の活動	14
3. 指定緊急避難場所と指定避難所	16
4. 避難所の運営	17
5. 各活動班の役割	18
資 料	
1. 自主防災組織規約	1
2. 自主防災組織編成表	4
3. 自主防災訓練実施計画書	6
4. 自主防災訓練実施報告書	7
5. 自主防災訓練の訓練種目について	8
6. 防災に関するDVDの貸し出しについて	17
7. 地域の人材・資機材の活用について	18
8. 情報メール、SNS等による情報配信について	20

はじめに

平成7年の阪神・淡路大震災、平成16年の新潟県中越地震、平成23年3月11日に発生した東日本大震災などの大きな地震災害や、平成27年の関東・東北豪雨による鬼怒川の決壊、平成29年7月の九州北部豪雨、平成30年7月豪雨では岐阜県内においても多くの被害が発生しました。令和という新たな元号を迎えると、令和元年には10月の台風19号により国内各地において、記録的な大雨をもたらし、長野県千曲川、福島県阿武隈川など全国71河川が決壊を起こし「激甚災害・特定非常災害」に指定されました。令和2年7月には県内6市に大雨特別警報が、市内においては令和3年8月に警戒レベル3「高齢者等避難」が、令和4年8月に警戒レベル4（避難指示）が発令されました。

大規模災害に対して、自分の命は自分で守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」及び行政による「公助」という理念の下、皆が協働して防災に取り組むことで被害を最小限度にとどめることができることから、地域における共助の中核となる自主防災組織の活動に寄せられる期待は大きくなっています。

この手引きは、自主防災組織の仕組みや役割、基本的な活動内容や訓練の方法等についてまとめたものです。

みなさんの地域における自主防災活動の参考として活用していただくとともに、地域の防災力を高める一助にさせていただきますようお願いいたします。

令和5年4月 各務原市

第1章 自主防災組織について

1. 自主防災組織とは

自主防災組織は、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という、意識、連帯感に基づいて自主的に結成することで、地震や風水害等の災害が発生したときに、被害を防止もしくは軽減させるための防災活動を行います。

平常時には防災訓練や啓発活動を、災害時には消火、救出救護、避難誘導などの活動を行います。

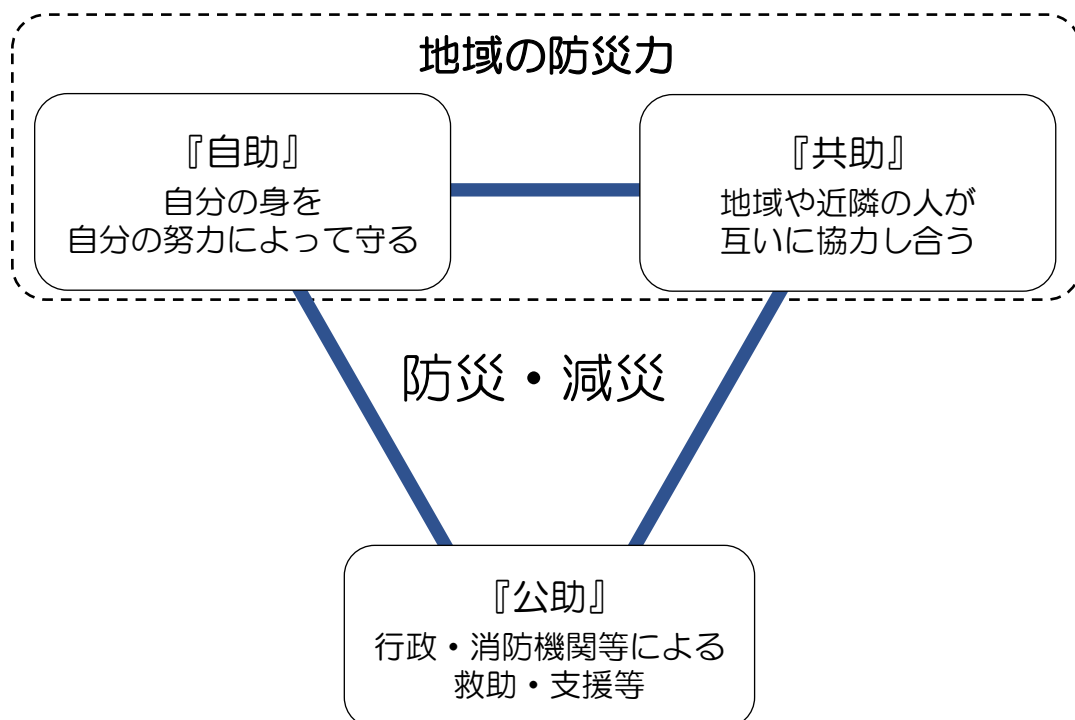
※自主防災組織は、地域住民の自衛意識と連帯感によって組織されます。

2. 自主防災組織の位置づけ

防災や減災（災害による被害を軽減させる）には、「自助」、「共助」、「公助」のそれぞれが必要です。

自主防災組織は、このうち「共助」のための組織であり、かつ「自助」を行う住民個人を直接・間接的に支える地域における中核組織です。緊急を要する災害時には、高齢者、乳幼児、障がい者などの要配慮者を含む被災者の公的機関による救出や支援は期待できないことが多く、自主防災組織の「共助」の活動は、このような事態の被害を軽減するために極めて重要です。

※被災直後には「公助」に限界があるため、地域の連携による「共助」の力は大きく、その中核である自主防災組織の活動が、「地域防災力の向上」につながります。



3. 自主防災組織の必要性

被災直後は、通信の混雑、交通網の寸断、同時多発の火災、公助の主体である行政自身が被災するなど、すぐに消防や警察、自衛隊などの救援が受けられない可能性が非常に高くなります。しかし被害を最小限に抑えるためには早い段階での救助が必要です。

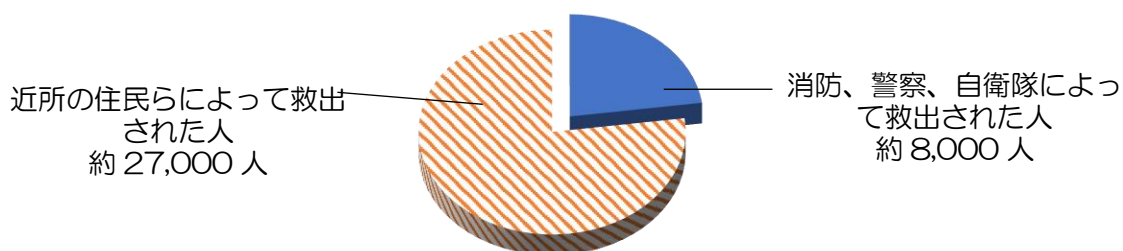
そのような状況の中で求められるのが、出火の防止、初期消火、災害情報の収集・伝達、被災者の救出・救護、給食・給水の実施等の地域単位の自発的防災活動であり、これらの役割を担うのが自主防災組織です。

災害時に住民各自がばらばらに活動してもその効果は少なく、地域としての防災力を最大限発揮するためには、組織立てられた行動がはるかに有効です。

多くの犠牲者を出した平成7年の阪神・淡路大震災では、普段から近隣や地域社会とのつながり、結びつきが極めて重要であることが再確認されることとなりました。

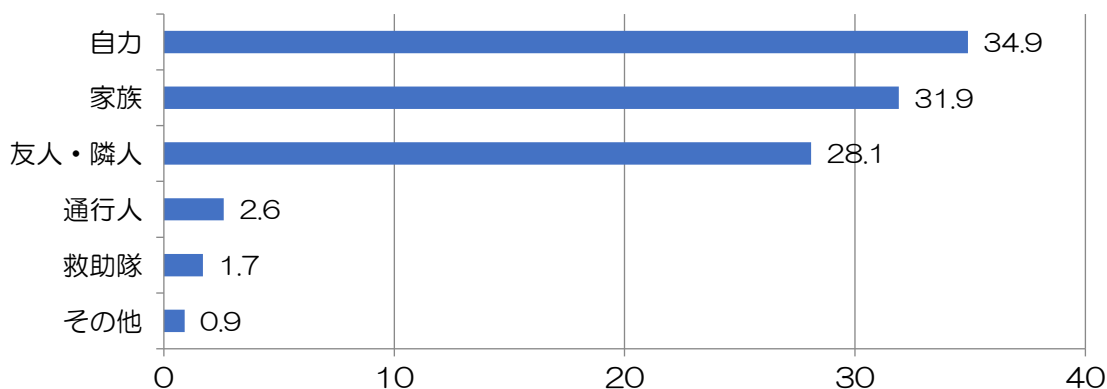
この震災で、がれきの下から救出された人のうち約8割が家族や近所の住民などによって救出されたという報告があります（図1）。また、特定の地域では、自力で脱出又は家族や近所の住民によって救出された割合が9割を超えるという調査結果もあります（図2）。

（図1）阪神・淡路大震災における市民による救助者数と消防、警察、自衛隊による救助者数の対比



河田恵昭「大規模地震災害による人的被害の予測」による

（図2）阪神・淡路大震災における生き埋めや閉じ込められた際の救助主体等



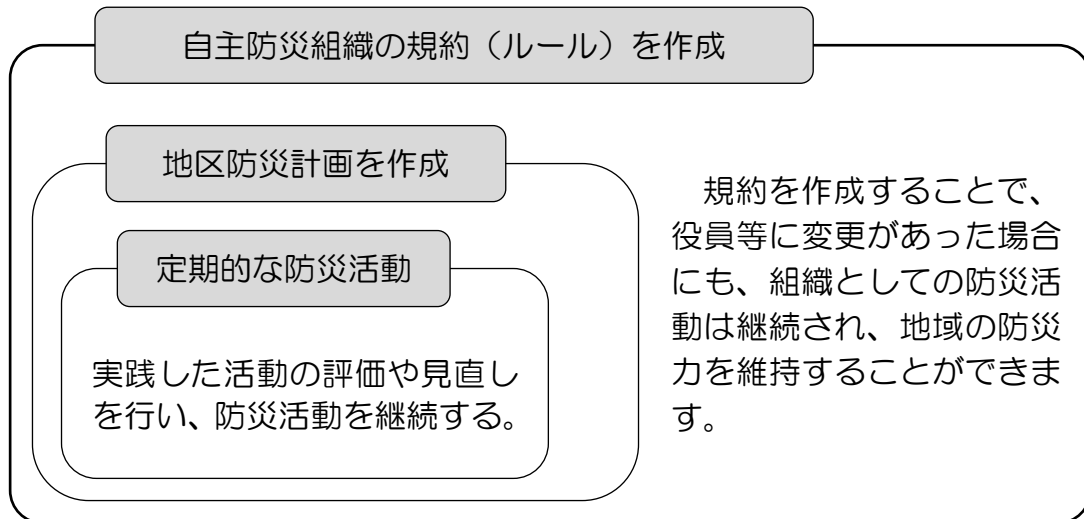
（社）日本火災学会「1995年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」による

第2章 自主防災組織の整備

1. 自主防災組織の運営

自主防災組織を計画的・継続的に運営するためには、組織の運営ルール（規約）を作成しておきましょう。

規約は組織の目的、活動内容、役員を選任及び任務、会議の開催、地区防災計画の作成などについて定めます。自治会の規約に準じて作成すると実情に合った規約ができます。（規約の例は「資料1」ページに掲載しています。）



地域の人材『各務原市防災推進員』と『消防団』

・各務原市防災推進員

「各務原市防災ひとづくり講座」を開催し、その修了者を「各務原市防災推進員（以下「防災推進員）」と位置付けています。

自主防災組織の会長は、防災に対する知識や技術を習得した地域の防災リーダーである防災推進員と積極的にコミュニケーションを図り、防災研修や自主防災訓練などを実施してください。

自治会に防災推進員が所属しているかご不明な場合は防災対策課までお尋ねください。

なお、防災推進員は活動時に「各務原市防災推進員」と表示した帽子とベストを着用しています。

・消防団

消防団は地域の住民から選ばれた「地域における防災のプロフェッショナル」です。地域での災害に対応するだけでなく、被害を最小限に抑えることも仕事です。

日頃から自主防災組織と消防団の連携を深め、合同で自主防災訓練などを行いましょう。

2. 自主防災組織の編成方法

自主防災組織は、防災を目的に結成した独立した組織であることが原則ですが、既存の自治会組織を活用する場合と、新たに組織を作る場合とがあります。どのような組織にも一長一短ありますので、地域の実情に応じて編成します。

また、避難所の運営等にあっては、女性に対する配慮をしたレイアウトの構築が必要となるため、組織編成にあたり女性にも参画していただくことが大切です。

既に組織を結成している場合でも、現状にあわせてその都度組織体制を見直しましょう。

タイプ	概要	イメージ
重複型	自治会の役員がそのまま自主防災組織の役員を兼務するタイプ。組織作りが簡単な反面、役員一人ひとりの負担が大きくなるデメリットもある。	
下部組織型	自治会長が自主防災組織会長を兼ね、その下に独自の自主防災組織を置くタイプ。会長の負担は変わらないが、他の役員負担を軽減しながら、既存の自治会組織の指揮システムを活用した組織。	
別組織型	自治会とは完全に切り離して組織を作るタイプ。自主防災組織は、防災活動に専念することができるが、自治会との連携が必要な場面もあるので配慮が必要。	

3. 自主防災組織の班編成

効果的な自主防災組織にしていくためには、災害時に地域の防災力を最大限に発揮できるよう、地域の皆さんで活動班を編成します。

基本的な活動班と役割は次のとおりですが、自治会内の一定の地区に編成人員が偏らないよう、自治会の各班からそれぞれの活動班に編成人員を一名以上選出し、地域の実情に応じて人員数を増減させるなどの工夫が必要です。

班編成ができれば自主防災組織編成表（資料4ページ）を防災対策課に提出してください。

また、編成人員への意識の向上及び災害時の連絡体制を構築するため、自主防災組織編成表とは別に、自治会独自で自主防災組織名簿（資料5ページ）等を作成することも有効です。

※令和5年度より、個人情報保護の観点から、防災対策課に提出していただく編成表（資料4ページ）は会長の氏名と各班員の人数のみの記載としております。自主防災組織内で管理される編成表は、円滑に連絡が取れるような記載方法にして下さい。なお、自主防災組織で作成された様式で防災対策課に提出していただく場合は、会長氏名以外の個人情報は削除した上で提出してください。

活動班名	平常時	災害時
会 長	<input type="checkbox"/> 各班への活動指示 <input type="checkbox"/> 自主防災訓練の計画 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者名簿（個票ファイル）の管理	<input type="checkbox"/> 自治会の被害状況確認 <input type="checkbox"/> 各班への活動指示 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者名簿掲載者の安否確認及び安否情報の集約
消火班	<input type="checkbox"/> 初期消火訓練の実施 <input type="checkbox"/> 防火資機材の取扱訓練 <input type="checkbox"/> 防災マップの作成・確認	<input type="checkbox"/> 初期消火活動 <input type="checkbox"/> 消防機関への協力
要配慮者支援班	<input type="checkbox"/> 要配慮者との関係づくり（状態などを知る） <input type="checkbox"/> 要配慮者の担当割り振り	<input type="checkbox"/> 要配慮者の安否確認・避難支援 <input type="checkbox"/> 要配慮者の救出・救護活動
救出救護班	<input type="checkbox"/> 応急手当訓練の実施	<input type="checkbox"/> 負傷者の把握 <input type="checkbox"/> 救出・救護活動
避難誘導班	<input type="checkbox"/> 避難訓練の実施 <input type="checkbox"/> 避難路マップの作成・確認 <input type="checkbox"/> 要配慮者の把握と避難誘導方法の検討	<input type="checkbox"/> 避難場所・経路の安全確認 <input type="checkbox"/> 避難誘導
情報食料班	<input type="checkbox"/> 防災学習の実施と防災意識の高揚 <input type="checkbox"/> 情報伝達訓練の実施 <input type="checkbox"/> 食料・飲料水の備蓄啓発 <input type="checkbox"/> 炊き出し訓練の実施	<input type="checkbox"/> 災害情報の収集・伝達 <input type="checkbox"/> 備蓄物資の分配 <input type="checkbox"/> 炊き出し

4. 地区防災計画の作成

阪神・淡路大震災や東日本大震災において、自助、共助及び公助の連携がうまくかみあわないと、災害対応がうまく機能しないことが改めて認識されました。その教訓を踏まえ、平成 25 年の災害対策基本法改正において、地域コミュニティにおける、市内の一定地区の居住者及び事業者（以下地区居住者等とする）が行う自発的な防災活動に関する『地区防災計画制度』が新たに創設されました。

この制度は地区居住者等が各務原市防災会議に対して、自発的に行われる防災活動に関する計画『地区防災計画』について提案を行うことができる住民参加型の仕組み（計画提案）を採用しています。各務原市防災会議は、これらの計画を提出された地区居住者等と連携し、地域防災力を高めるため、『地区防災計画』を「各務原市地域防災計画」に規定することができる制度となっています。

『地区防災計画』は地区（自治会等）の特性に応じて、自由な内容で防災計画を作成することが可能であるため、計画の作成には各地区の過去の災害事例を踏まえ、想定される災害について検討し、実際に活動を行う組織の目的やレベルにあわせて、各地区の特性に応じた項目を計画に盛り込むことが大切です。

大規模な災害が発生した際には、公助の主体である行政が被災するなど、過去の災害の例を見ても、行政の対応が被災後すぐに行われるとは限らず、公助には限界があります。『地区防災計画』は公助の限界を理解した上で、「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災意識のもと行われる、自発的な防災活動であり、こういった活動が、地域全体の防災力、防災意識の向上及び地域コミュニティの活性化につながります。



【作成方法等の参考】

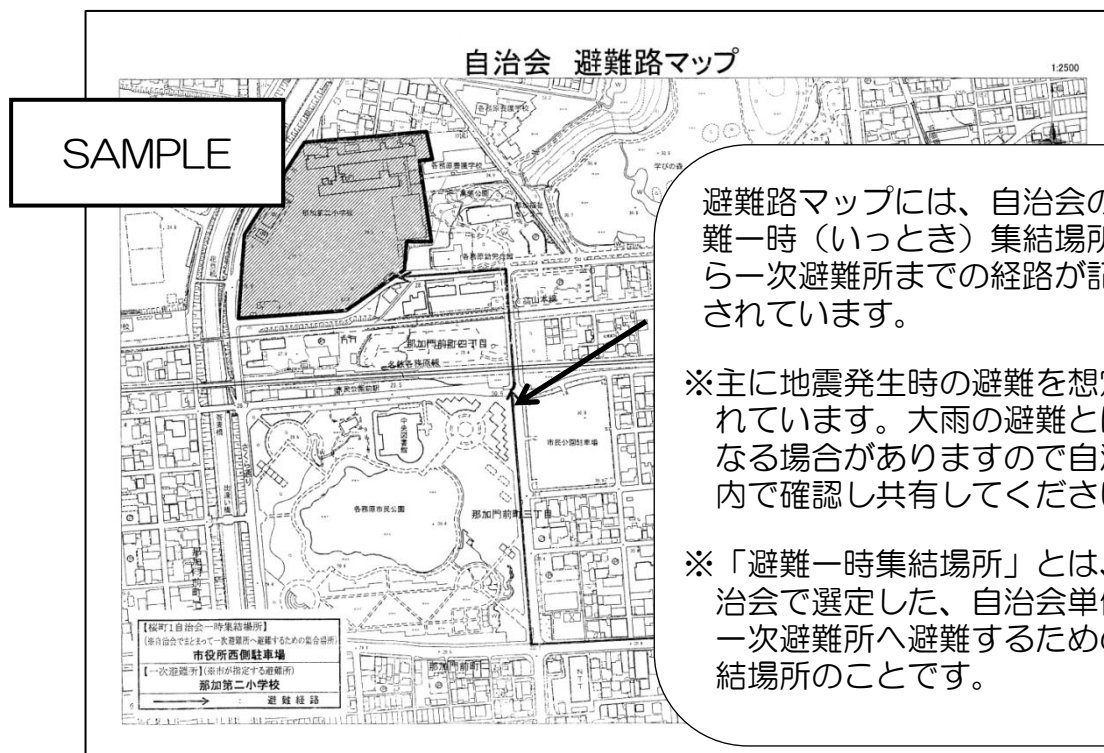
- 地区防災計画の作成に関して詳細をお伝えするため、別冊「各務原市 地区防災計画作成マニュアル」を策定しました。
- 内閣府 HP「みんなで作る地区防災計画」
<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/index.html>

自治会防災マップ・自治会避難路マップについて

自主防災活動活性化の一環として、自治会防災マップと自治会避難路マップを各自治会で確認し、そのマップを基に自主防災組織で活用しましょう。



防災マップには、街頭消火器（市が設置した消火器のほか自治会が自ら設置した消火器）・消火栓・防火水槽・ホース格納箱が記載されています。



避難路マップには、自治会の避難一時（いっとき）集結場所から一次避難所までの経路が記載されています。

※主に地震発生時の避難を想定されています。大雨の避難とは異なる場合がありますので自治会内で確認し共有してください。

※「避難一時集結場所」とは、自治会で選定した、自治会単位で一次避難所へ避難するための集結場所のことです。

第3章 自主防災組織の活動

1. 活動目標の設定

活動目標の設定にあたっては、あらかじめ防災に関する知識や地域の危険箇所等について、学習する機会を設け防災知識を深めながら、実際の活動を通じて徐々に活動レベルを上げ、これに応じて目標を修正していくことが望ましいです。

目標の設定については、次の点に留意しましょう。

- 消防・防災機関（防災対策課、消防署や消防団、防災推進員など）から、防災に関する専門的な知識や技術等を習得しておく
- 組織の活動状況を考慮し、中・長期的に実現可能な具体的目標を設定する

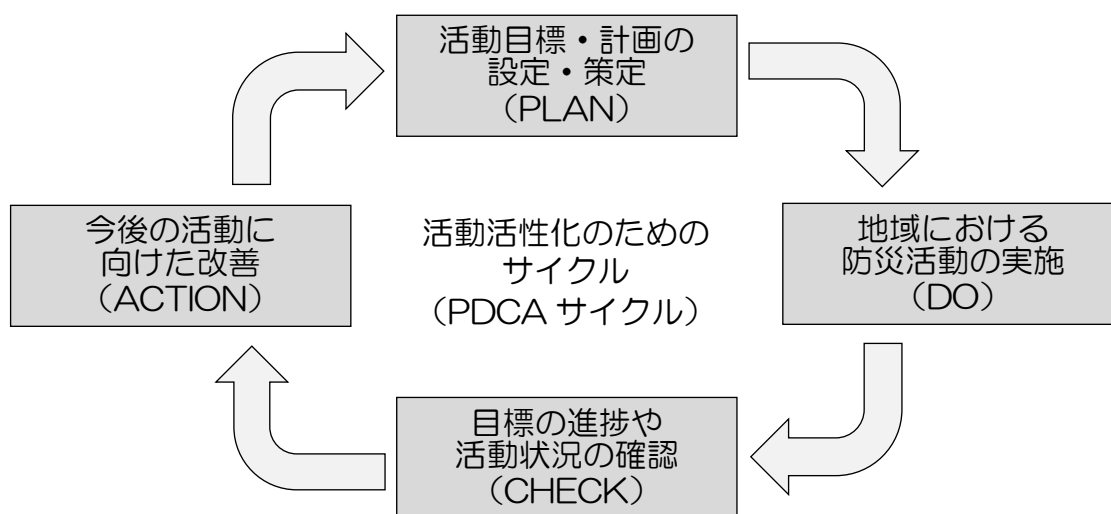
2. 活動計画の策定

自主防災組織の活動においては、住民の関心が急に高まる、あるいは活動レベルが急激に向上することは期待できないため、継続的に防災活動に取り組むことが重要です。また、一旦活動レベルが上がっても活動が継続して行われなければ、活動の停滞や住民の関心が薄れてしまうことも考えられるため、継続可能な活動計画を策定し、活動目標の達成へ取り組むことが重要です。

活動計画は、中・長期的な視点に立った活動目標を実現するため、前年の活動状況や年間を通じてどのような防災活動を行う必要があるのかを検討し、実際に行う活動内容を取りまとめ、年間の計画を策定しましょう。

なお、活動計画の策定にあたっては、活動目標の設定と併せて次の点に留意しましょう。

- できるだけ多くのメンバーから意見を出してもらう
- 出された意見をテーマごとに整理し、優先度をつけていく
その際、緊急性や重要性といった基準を設けるとよい
- 整理された意見から、時間的制約、予算等を勘案して活動計画を作成する
- 徐々に活動目標を修正しながら活動レベルの向上を図る
- 年間活動計画に特徴を持たせるため、年度ごとの重点項目を決める



3. 訓練の実施

自主防災組織においては、災害時に早期に実効性のある応急活動ができるよう、実災害を想定した自主防災訓練を実施する必要があります。

自主防災訓練は、資機材の取り扱い及び住民同士の連携を確認できるとともに、活動班体制の見直し材料となることから、多くの住民が参加することが大切です。

自主防災訓練の計画から終了までの流れは次のとおりです。

①自主防災組織（自治会）による自主防災訓練の計画

- ・年間活動計画に基づき訓練を計画する。



②自主防災訓練実施計画書の提出、打ち合わせ

- ・お近くの消防署へ「自主防災訓練実施計画書」（資料 6 ページ）を訓練日の 2 カ月前をめぐりに提出してください。

※注意事項

- ・複数の自治会が同一日に消防署員や防災対策課員の派遣が必要となる訓練を実施する場合には、職員の派遣ができなくなることがあります。
- ・消防団員や防災推進員の指導による訓練や、自治会だけで訓練を実施する場合でも訓練実施計画書を提出してください。提出の際、消防署員等の派遣が必要ないことをお伝えください。
- ・自主防災訓練を「都市公園」で行うときは、市役所河川公園課（電話 058-383-1531）に「公園使用許可申請書」と「公園使用料減免申請書」を提出（受付は 1 カ月前から 10 日前まで）してください。
なお、自治会で管理している子ども広場等は申請不要です。



③自主防災訓練開催の周知

- ・より多くの住民に参加してもらうため、自治会で回覧板や連絡網などを活用して参加を呼びかけましょう。
特に、消防団員や防災推進員に参加を呼びかけましょう。



④自主防災訓練の実施



⑤自主防災訓練実施報告書の提出

- ・自主防災訓練実施後、できるだけ早めに訓練実施計画書を提出した消防署へ「自主防災訓練実施報告書」（資料 7 ページ）を提出してください。
なお、自治会だけで訓練を実施した場合（消防署員や防災対策課員の派遣がなかった時）も訓練実施報告書を提出してください。



⑥自主防災訓練の反省

自主防災訓練後、実施した内容について話し合い、次回の訓練に生かすことが重要です。

各書類は市ウェブサイトからダウンロードできます

第4章 災害時の活動


1. 地震災害時の活動

地震災害時の活動は、発災直後から時間の推移により変化するため、時期に応じて的確な活動が求められます。

下図は、地震災害時における初動対応の時期に期待される活動を表したのですが、自主防災組織においては初動対応以降も復旧・復興に向けて、他団体と連携しながら、継続的な活動が求められます。

※発災時の活動については、自身及び家族の安全確保（自助）を前提として行われます。

【時系列による地震災害時の活動】

	災害時の状況	自主防災組織に期待される活動・役割
発生前		<ul style="list-style-type: none"> ・防災知識の習得 ・防災訓練の実施 ・資機材等の整備 ・災害危険箇所、要配慮者の把握等
		
発生直後	地域で救援活動にあたる人も含めて、大部分の人が被災者となる 生命の危機・生活環境等の破壊に対し、自助と共助が中心となる	<ul style="list-style-type: none"> ・自身と家族の安全確保 ・近隣での助け合い (出火防止、初期消火、救助等)
数時間後	災害による周囲の被害状況や、家族・知人などの安否確認など様々な情報が手に入れられるようになる時期	<ul style="list-style-type: none"> ・安否や被害についての情報収集 ・現地連絡所等への情報伝達 ・初期消火活動 ・救助活動 ・負傷者の手当、搬送 ・住民の避難誘導活動 ・要配慮者の避難支援
数日後	災害発生直後の初動対応に引き続き、外部から様々な支援活動及び支援物資が入ってくる時期	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営 ・行政、関係機関への情報伝達 ・物資配分、物資需要の把握 ・炊き出し等の給食、給水活動 ・避難中の自警（防犯）活動 ・要配慮者への配慮

(1)情報の収集及び伝達

災害発生時に的確な応急活動を実施するためには、正確かつ迅速な情報収集・伝達は必要不可欠です。特にデマ等によりパニックとなり、社会の秩序維持に大きな影響が生じる事態は避けなければなりません。

したがって、行政と住民が正確な被害情報の収集や市への報告、正しい行政情報の周知に努めなければなりません。

このため、自主防災組織では情報収集のための責任者を明確にする必要があります。

なお、スマートフォンやパソコンなどによる情報のやり取りが盛んになっていますが、災害時には電気、電話及びインターネット回線が不通になる可能性も考慮する必要があります。

(2)出火防止・初期消火

地震発生直後の対応として、自主防災組織は出火防止、初期消火活動にあたる必要があります。

・出火防止

地震発生時の火災は、被害を何倍にも大きくします。

地震発生の際に火災を出すことがなければ、火災からの避難を免れるとともに負傷者の救出、救護をすることも可能となります。

・初期消火

大地震が発生した場合、次のような状況により消防機関が災害現場へ到着できない、もしくは災害現場で活動できない場合があります。

- 建物の倒壊や地割れ、停止車両等による通行不能道路の発生
- 火災の同時多発による現場到着の遅延
- 断水等による消火栓の使用不能等

こうしたことから、地域住民による初期消火活動が必要になります。平常時から消火班が中心となり、資機材の点検を行い、火災発生時に資機材が機能するようにしておきましょう。

(3)救出・救護

大地震が発生した場合、建物の倒壊や落下物等の下敷きにより多数の負傷者が発生し、地域住民による資機材等を使用した救出や救護所への搬送等が求められます。

自主防災訓練、地域防災訓練等に多くの住民が参加してもらえるように促し、資機材の取り扱いや、救護・搬送の方法を習得できるようにしましょう。

(4) 避難

災害時における住民避難について、自主防災組織が担うべき活動は①避難誘導、②避難所の運営、の大きく2つに分けられます。なお、避難時には被害の状況や、災害が発生した時期や時間帯、火災発生時の風向き等によって安全な避難経路が異なるため、正確な情報把握に努める必要があります。

・避難誘導

避難の指示があった場合や地域からの避難が必要と判断した場合は、二次災害に注意しながら避難一時集結場所に住民を避難させ、その後一次避難所への誘導を開始します。

誘導時には、避難路、避難所の安全を確認し、避難し遅れた人がいないか班員及び住民により十分確認する必要があります。

・避難所の運営

避難所は、災害の直前、直後において、住民の生命、身体の安全を確保する施設として、さらに災害の規模や被害状況によっては、一定期間生活する施設として重要な役割を果たすものです。

避難所は、発災直後は行政により運営されますが、速やかに避難者による自主的な運営に移行する必要があります。平常時から自主防災組織等の地域住民を主体とする避難所の運営体制を確認しておくことが必要です。

避難用具の配付について

自治会には、自主防災組織の避難用具として下表の物品を配付しています。

用具の更新や、増加に関しては自治会地域社会活動事業補助金を活用するなどして自治会で維持管理をお願いします。

品名	数量	備考（括弧内の数字は内訳）
ヘルメット	6	自治会長(1)、各活動班長(1)×5
自治会長腕章	1	自治会長
活動班長腕章	5	班長のみ記載
メガホン	6	自治会長(1)、各活動班長(1)×5
自主防災袋	1	自治会長
避難誘導旗	1	自治会長
トラロープ	1	自治会長 9mm×50m


※数量は自主防災組織の標準的な編成（5班体制）に基づいています。
（5班→消火班、要配慮者支援班、救出救護班、避難誘導班、情報食料班）

2. 風水害時の活動

地震災害時と同様に、風水害時においても的確な活動が求められますが、突然襲って来る地震とは異なり、風水害はハザードマップの確認、気象情報の分析等により被害の範囲や、災害の危険性をある程度予測することが可能です。

したがって、風水害時の活動の内容については、地震災害時の活動（11 ページ）を基本とするほか、次のような事前行動が求められます。

【風水害時の主な活動】

	災害時の状況	自主防災組織に期待される活動・役割
発生前	ラジオ・テレビなどの気象情報に注意し、避難に関する情報の発表に備えて行動する また、地域の災害状況（水位、土砂災害の前兆現象）に注意する	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップで、避難が必要な地域かどうかの確認をする ・早期の情報収集・伝達・事前行動が必要 ・土砂災害の前兆現象などに注意し、異常があれば市に通報する ・住民への避難の呼びかけ等、被害を軽減させる活動
		
発生直後	早期に避難を完了し、避難所等での安否確認等を実施する時期 また、状況に応じて、救出・救護を実施する	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の拡大防止活動と避難所運営 ・安否や被害についての情報収集 ・現地連絡所等への情報伝達 ・救出活動 ・負傷者の手当て、搬送

(1) 情報の収集及び伝達

風水害では、被害の及ぶ切迫性が現れてから、いかにすばやく避難を開始できるかがカギとなるため、正確な情報収集・伝達が重要となります。

風水害時に伝達される情報については、次のようなものがあります。

○ 気象庁・気象台が発表する情報

気象特別警報：大雨や暴風、大雪など

気象警報：大雨や洪水、暴風、大雪など

気象注意報：大雨や洪水、雷、強風など

気象情報：台風や大雨、記録的短時間大雨など

○ 避難に関する情報

「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」

風水害時は、防災行政無線や広報車を使用した情報の伝達は、雨音などでかき消されるなどして住民に伝わらない場合もあります。そのため、自主防災組織がこうした情報をきめ細かく住民に伝える必要があります。

(2) 避難

風水害時の住民避難においても自主防災組織に求められる活動は地震災害と同じですが、夜間や屋外の状況により外に出ることがかえって危険な場合もあります。

自主防災組織は、気象情報、避難に関する情報に注意し、状況が悪化する前の事前避難の開始、自宅の2階に留まる屋内安全確保の指示、集会場等への自主避難者の誘導や受け入れ等の活動が求められます。

避難に関する情報の種類と求められる行動

	発令情報	発令時の状況	どのように行動したらいいか
警戒レベル3	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難に時間のかかる要支援者とその支援者は立退き避難する。 その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、自発的に避難する。 特に、土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所や、安全な場所にある親戚、知人宅等へ立退き避難することが強く望まれる。
警戒レベル4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。 	<ul style="list-style-type: none"> 予想される災害に対応した指定緊急避難場所等へ速やかに立退き避難する。 避難場所等への避難が危険であると判断した場合には、命を守る避難行動として、近隣の安全な場所への避難、自宅2階等への垂直避難を行う。
警戒レベル5	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生又は切迫している状況。 	<ul style="list-style-type: none"> 命を守るための最善の行動を行う。

3. 指定緊急避難場所と指定避難所

各地域には、市が指定する「指定緊急避難場所」と「指定避難所」があります。特に指定緊急避難場所は災害種別ごとに異なる地域もありますので、市ホームページ等で指定緊急避難場所や指定避難所を確認しましょう。

○指定緊急避難場所

切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所として、あらかじめ市が指定した施設又は場所

○指定避難所

災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所として、あらかじめ市が指定した施設

指定緊急避難場所一覧

名称	災害種別			備考
	地震 火災等	洪水	土砂 災害	
那加第一小学校	○	○	×	土砂災害時：桜体育館
那加第二小学校	○	×	○	洪水時：那加福祉センター
那加第三小学校	○	×	○	洪水時：那加中学校
尾崎小学校	○	○	○	
稲羽西小学校	○	×	○	洪水時：稲羽西福祉センター
稲羽東小学校	○	○	○	
川島小学校	○	○	○	
鵜沼第一小学校	○	○	○	
鵜沼第二小学校	○	○	○	
鵜沼第三小学校	○	○	○	
各務小学校	○	○	○	
八木山小学校	○	○	○	
陵南小学校	○	○	○	
蘇原第一小学校	○	○	○	
蘇原第二小学校	○	○	○	
中央小学校	○	○	○	
稲羽中学校	○	×	○	洪水時：稲羽東小学校
緑陽中学校	○	○	○	

4. 避難所の運営

○指定避難所とは

災害により住家に被害を受けた人や、電気・水・ガスなどのライフラインの機能が低下して生活が困難になった人が、一定期間生活し、必要な物資を受け取る場所を「指定避難所」といいます。指定避難所での生活支援の主な内容は以下の4つです。

- ①生活場所の提供
- ②水・食糧、物資の提供
- ③衛生的環境の提供
- ④生活・再建情報の提供

指定避難所の開設期間は、避難者が自宅での生活に戻るか、応急仮設住宅等へ入居するまでの間とし、避難者数や施設の状況、避難者の意向等を踏まえ、随時統廃合を行います。

○避難所開設～閉鎖までの主な流れ

初動期	<ul style="list-style-type: none">・避難所の開設（避難所の安全確認、避難所開設の広報）・施設の利用範囲の決定・避難所の初動運営 （避難者の受付、居住スペースの割り振り、避難者の把握）・感染症対策の徹底・トイレの確保・食料、物資の提供
展開期	<ul style="list-style-type: none">・避難所運営組織の設置・避難者の確認・用途に応じたスペースの配置 （要配慮者への配慮、プライバシーの確保）・衛生環境の確保とごみ処理・避難所ボランティアの受入れ・マスコミ、訪問者対応・避難者の健康管理、心のケア対策・防犯体制の確立
安定期 ↳ 撤収期	<ul style="list-style-type: none">・避難所の統廃合と閉鎖の検討・避難所閉鎖に向けて相談体制の充実・各種支援制度の周知

災害時のペットの救護対策

災害時には、何よりも人命が優先されますが、近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから、ペットとの同行避難をすることは動物愛護の観点だけでなく、飼い主である被災者の心のケアの観点からも重要です。

しかし、避難所には動物が苦手な方や、動物アレルギーの方なども避難してきます。

災害時に避難所等でどのようにペットを取り扱うかを、平常時から検討しておくことが必要です。

5. 各活動班の役割

自主防災組織における活動班の役割と活動は次のとおりです。

【消火班】

地震時の火災が被害を大きくすることは、関東大震災（大正 12 年）や阪神・淡路大震災（平成 7 年）など、過去の災害の例からも明らかです。

大規模な地震発生時の消防機関の活動は、通常の火災に比べて制限されてしまいます。したがって、万一出火した場合には、自主防災組織の消火班が中心となって初期消火に努める必要があります。

- 消火班は、自宅からの出火防止措置及び家族の安全対策を講じた後、速やかに参集する。
- 火災を発見した場合は、ただちに消防署へ通報し大声で隣近所に応援を求めるとともに、消火器及び消火栓等を用いて消火活動を行う。
- 延焼が抑えられず危険を感じたら、消火活動を止めてただちに避難する。
- 消防機関が到着したらその指示に従う。

※日頃から「火災は出さない」という意識と、いざというときに備えて様々な活動を想定した取り組みが重要です。

消火設備等の維持管理について

各消火設備等の維持管理は下表のとおり行われます。

設備名	維持管理担当	備考
街頭消火器	防災対策課	• 消火器及び格納箱に「各務原市」と管理番号（アルファベット＋数字）が表示されているもの。 • 消火器及び格納箱の更新は定期的に市が行います。
	自治会	• 上記以外の消火器及び格納箱 • 消火器及び格納箱の更新は自治会で行ってください。
消火栓	消防本部消防課	• 消防本部が管理する消防水利は年 1 回、消防本部が点検を行います。 • 防火水槽には消防本部が管理するものと、自治会が管理しているものがあります。
防火水槽		
消火ホース格納箱	自治会	• ホースや消火栓ハンドル、ノズル等の付属品も自治会が管理します

【要配慮者支援班】

災害が発生したとき、高齢者や障がい者などの要配慮者の方は被害を受けやすいといわれています。東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者は約6割に達し、障がい者の死亡率は被災住民全体の約2倍に上りました。しかし、消防や警察、市役所などの公助にも限界があり、特に大規模災害においては公助だけに頼ることはできません。

公助が行き届かない中で、要配慮者の方の被害を少なくするためには、地域の協力が不可欠です。

○ 普段の生活の中で

- ・地域の要配慮者がどこに住んでいるのかを確認しておきましょう。
- ・要配慮者支援班の中で、班員ごとに受け持つ要配慮者を決めておきましょう。
- ・普段から受け持つ要配慮者とコミュニケーションをとっておきましょう。
- ・避難する際に気を付けなければならないことや、避難所に必ず持っていかなければならないもの（常備薬等）など、事前に要配慮者本人もしくはその家族と打ち合わせをしておきましょう。
- ・要配慮者の支援を円滑に行うためには、地域の中で要配慮者支援班員をバランスよく配置しておくことが有効です。

○ 災害が発生するおそれのあるとき、災害が発生した時

- ・まず自分と自分の家族の安全を確認します。
- ・市役所から「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたときは、要配慮者は避難を開始する必要があることから、あらかじめ決めておいた担当が要配慮者の避難を補助します。
- ・一人での避難補助が困難な場合は複数名で行います。
- ・要配慮者を家屋等から救出する必要があるときは、救出救護班と協力して救出活動を行います。

ヘルプマークを見かけたら「思いやりのある行動」を！

ヘルプマークとは、義足や人工関節を利用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や支援を必要としていることが外見からはわからない方々が身に付け、周囲の方に手助けを必要とすることを伝えるものです。

災害時には、マーク利用者が安全に避難するための支援をお願いします。



【救出救護班】

地震では建物の倒壊や落下物等により多数の負傷者が発生するため、救出救護活動が必要になります。救出救護班は、早期に倒壊建物やがれきの下敷きになった人を、資機材等を使用して救出にあたるほか、負傷者に応急手当をするなどの活動が求められます。

なお、救出活動は危険を伴うため、細心の注意を払いながら活動します。

○ 救出活動

- ・ 資機材を有効に活用して救出活動を行うとともに、必要があると認められる場合は速やかに消防機関へ通報する。
- ・ 状況に応じて周囲の人に協力を求め、二次災害の防止に努める。

○ 救護活動

- ・ けがをした人の応急救護活動を行う。
- ・ 重症者はすぐに医療機関又は拠点救護所へ搬送する。

※拠点救護所は、災害発生後、災害の規模に応じて開設される臨時の救護所です。

※拠点救護所は市内4カ所（那加中学校・稲羽中学校・鵜沼中学校・蘇原中学校）をめやすに設置されます。

※挫滅症候群（クラッシュシンドローム）に注意！

家具の転倒などで手足が挟まれるなど、長時間筋肉が圧迫された際、解放時に圧迫により壊死した細胞からカリウムなどが血液中に大量に漏出し、心停止などに至ることがあります。

1時間以上挟まれた状態の場合は、水分補給や毛布などによる保温が必要です。
また、数時間挟まれている人は、圧迫を除く前に止血帯などで血流を再開させないようにしなければなりません。



【避難誘導班】

大きな災害が発生し自宅にとどまることが危険な場合には、できるだけ安全な場所に迅速に避難する必要があります。あらかじめ調査した安全な避難経路で避難の誘導をします。

また、避難者がはぐれないように移動できるよう誘導します。

- 地震発生時と水害発生時、また火災発生時の風向きなどによって、安全な避難経路が異なる場合もあります。前もって複数の避難経路を考えておきましょう。
- 要配慮者の避難は時間を要することがあります。要配慮者支援班と協力して要配慮者の避難支援をしましょう。
- 避難者がどれだけいるのか、また自宅に留まっている人はどれだけいるのかを把握し、必要に応じて自治会長に報告しましょう。

【情報食料班】

災害発生時に様々な活動を展開するためには、早期の被害状況の把握等、迅速かつ正確な情報収集が重要となってきます。そのため、市の災害対策本部や現地連絡所（一次避難所において、あらかじめ指名された市職員が参集し、各地区の情報収集や広報活動をとる拠点）から、積極的に情報を収集する必要があります。

- 被害・混乱を防ぐための広報活動
 - 地域住民への協力の呼びかけ。
出火防止や初期消火活動、要救助者の救出、要配慮者の安全確認と救出への協力を呼びかける。
 - 落ち着いて行動するよう呼びかける。
 - どこで何が発生したのか等、情報の収集と連絡を行う。
ラジオやテレビを設置し、正確な情報を入手できるようにする。
- 住民が災害時に知りたい情報とは
 - ライフラインの復旧状況及び目処。
 - 他地域の被害状況。（通勤地や通学地など）
 - 家族、近隣住民の所在、安否。
 - どこで、何をすればよいのか。
- 「呼びかけ」の際の注意点
 - 簡潔に、短く、大きな声で。
 - 不確実なことは言わない。
 - 聞き慣れない言葉や、難しい用語は避ける

資料

1. 自主防災組織規約

自主防災組織には、自治会単位や連合会を単位として結成されたさまざまな規模の組織があります。

例を参考に、地域住民の合意を得て自主防災組織の規約を作成してください。

〇〇〇自主防災組織会規約（例）

（名称）

第1条 この会は、〇〇〇自主防災組織（以下「本組織」という。）と称する。

（活動拠点の所在地）

第2条 本組織の活動拠点は、次のとおりとする。

- (1) 平常時は、〇〇とする。
- (2) 災害時は、〇〇とする。

（目的）

第3条 本組織は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「災害等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 災害等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練に関すること。
- (4) 災害等の発生時における情報の収集・伝達、消火・水防、救出・救護、避難・誘導、給食・給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材等の整備に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本組織の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第5条 本組織は、〇〇自治会内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本組織に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 班長 若干名
- (4) 副班長 若干名
- (5) アドバイザー 若干名

2 役員は、会員の互選とする。ただし、アドバイザーは、防災に対して専門知識を有する者若しくは住民情報に詳しい者の中から、会長が指名する。

3 役員の任期は1年とする。ただし、再任することができる。

(役員 of 責務)

第7条 会長は、本組織を代表し、会務を統括し、災害等の発生時における応急活動の指揮を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を行う。

3 班長は、地域住民に対する啓発活動や防災活動に携わり、班活動の指揮を行う。

4 副班長は、班長を補佐し、班長に事故のある時はその職務を行う。

5 アドバイザーは、役員会に対して防災行動や住民情報のアドバイスをを行う。

(会議)

第8条 本組織は、総会及び役員会を行う。

(総会)

第9条 本組織は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
- (3) 事業計画に関すること。
- (4) その他、総会が特に必要と認めたこと。

(役員会)

第10条 役員会は第6条第1項に定める者によって構成する。

2 役員会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべきこと。
- (2) 総会により委任されたこと。
- (3) その他役員会が特に必要と認めたこと。

(地区防災計画)

第 11 条 本組織は、災害等による被害の防止及び軽減を図るため、地区防災計画を作成する。

2 地区防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 計画の対象地区の範囲
- (2) 基本的な考え方
- (3) 地区の特性
- (4) 防災活動の内容
- (5) 実践と検証

(経費)

第 12 条 本組織の運営に要する経費は、〇〇の経費をもってこれに充てる。

(委任)

第 13 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、役員会が定める。

附則

この規約は〇〇年〇〇月〇〇日から実施する

2. 自主防災組織編成表
(市長公室防災対策課宛て)

提出用

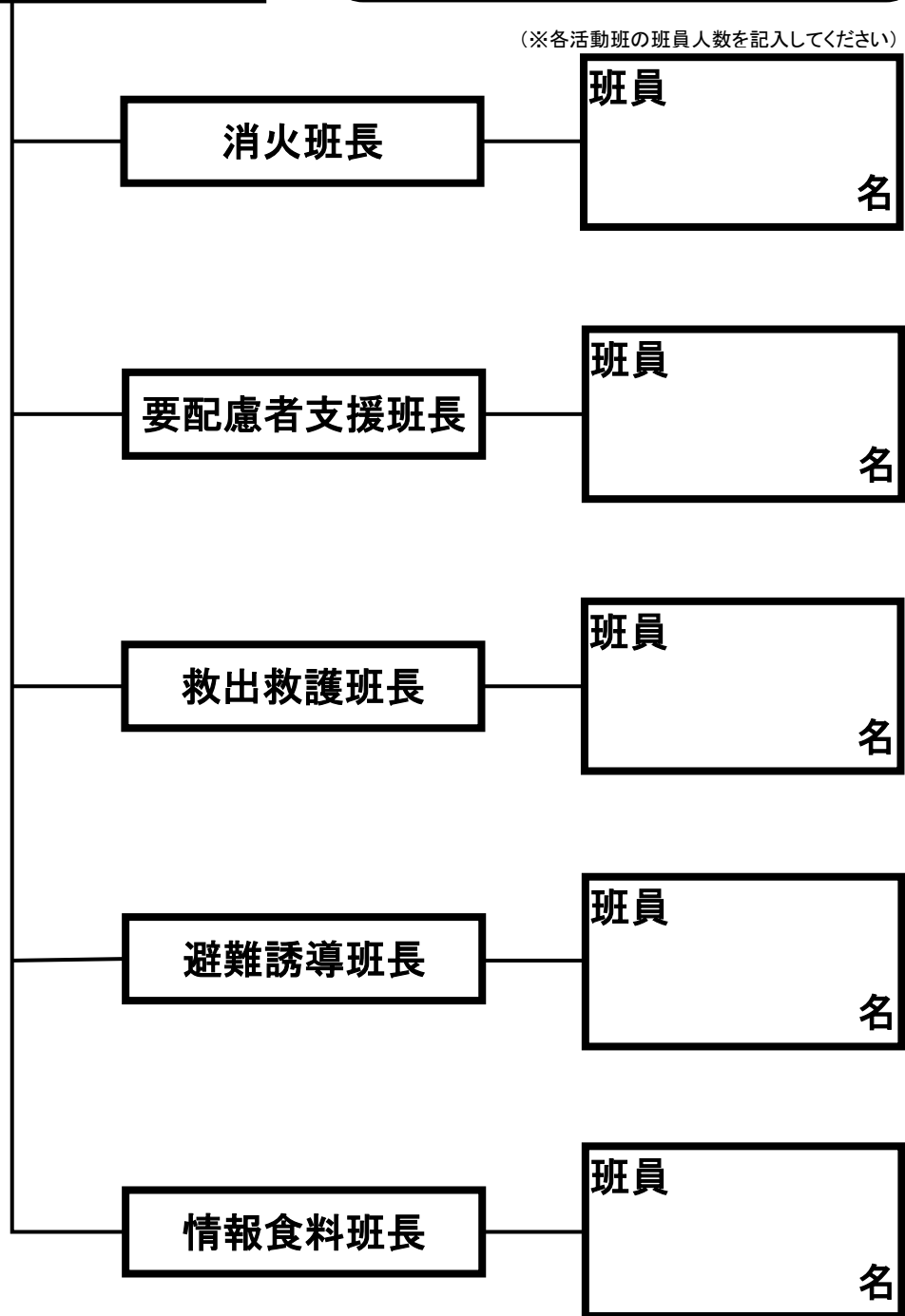
令和 年度 _____ 自治会自主防災組織編成表

(※自治会名を記入してください)

【会長】
(氏名)

提出先
各務原市役所防災対策課
TEL : 058-383-1190 (直通)
FAX : 058-380-1158
Mail:bousai@city.kakamigahara.gifu.jp

(※各活動班の班員人数を記入してください)



※令和5年度より、個人情報保護の観点から、市へ提出する編成表には「会長氏名」と「班員人数」のみの記載としております。

会長	自治会班	氏名	電話番号			
消火班	自治会班	班長 氏名	電話番号	自治会班	氏名	電話番号
	自治会班	氏名	電話番号	自治会班	氏名	電話番号
	自治会班	氏名	電話番号	自治会班	氏名	電話番号
要配慮者支援班	自治会班	班長 氏名	電話番号	自治会班	氏名	電話番号
	自治会班	氏名	電話番号	自治会班	氏名	電話番号
	自治会班	氏名	電話番号	自治会班	氏名	電話番号
救出救護班	自治会班	班長 氏名	電話番号	自治会班	氏名	電話番号
	自治会班	氏名	電話番号	自治会班	氏名	電話番号
	自治会班	氏名	電話番号	自治会班	氏名	電話番号
避難誘導班	自治会班	班長 氏名	電話番号	自治会班	氏名	電話番号
	自治会班	氏名	電話番号	自治会班	氏名	電話番号
	自治会班	氏名	電話番号	自治会班	氏名	電話番号
情報食料班	自治会班	班長 氏名	電話番号	自治会班	氏名	電話番号
	自治会班	氏名	電話番号	自治会班	氏名	電話番号
	自治会班	氏名	電話番号	自治会班	氏名	電話番号

3. 自主防災訓練実施計画書

令和 年度 自主防災訓練実施計画書

令和 年 月 日

自治会名 _____
 代表者氏名 _____
 電話番号 _____

・下記事項を記入し、実施日の2カ月前をめどに管轄の消防署へ提出してください。

実施項目	実施する訓練に○印を付けてください			
	<自治会だけでもできる訓練>		<消防署が指導する訓練>	
	防災まち歩き(自治会避難訓練)		初期消火訓練(粉末消火器)	
	岐阜県広域防災センター見学		応急手当訓練(AED取扱訓練等)	
	初期消火訓練(水消火器)		防火講話	
	初期消火訓練(消火栓取り扱い)			
	ビデオ上映		<防災対策課が指導する訓練>	
			クロスロード ゲーム	
	その他の訓練を自治会のみで実施される場合は、下記にご記入下さい。 ()		避難所運営ゲーム(HUG)	
			災害図上訓練(DIG)地震/風水害	
		防災講話		
実施日時	令和 年 月 日() : ~ : ※雨天の場合 : 決行・中止・順延 月 日()			
実施場所		参加予定人数	約	名
訓練概要	※内容や想定を記入してください			
指導責任者	※該当する □ にチェックをしてください □自治会 □消防署 □防災対策課 □消防団 □その他()			
備考	※連合会など複数の自治会で実施する場合は、参加自治会を記入してください			

(消防署記入欄)

受付日・受付者	受付部署				消火器消火訓練	
	西	川	尾	南	粉末	本
						不要
	東	北	み	防	水	本
						不要

4. 自主防災訓練実施報告書

令和 年度 自主防災訓練実施報告書

令和 年 月 日

自治会名 _____
 代表者氏名 _____
 電話番号 _____

実施日時	令和 年 月 日 () : ~ :				
実施場所					
実施項目	実施した訓練に○印を付けてください				
	＜自治会だけでもできる訓練＞		＜消防署が指導する訓練＞		
	防災まち歩き(自治会避難訓練)		初期消火訓練(粉末消火器)		
	岐阜県広域防災センター見学		応急手当訓練(AED取扱訓練等)		
	初期消火訓練(水消火器)		防火講話		
	初期消火訓練(消火栓取り扱い)				
	ビデオ上映		＜防災対策課が指導する訓練＞		
			クロスロード ゲーム		
	その他の訓練を自治会のみで実施した場合は、下記にご記入下さい。 <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 80px; margin-top: 5px;"></div>		避難所運営ゲーム(HUG)		
			災害図上訓練(DIG)地震/風水害		
		防災講話			
参加人数	合計	自治会役員	人	消防団員	人
	人	防災推進員 防災ひとづくり 講座受講者	人	その他	人
訓練の振り返り					

※消防署・防災対策課記入欄

受付日	受付署	受付者

5. 自主防災訓練の訓練種目について

自主防災訓練の主な種目は次のとおりです。

ここに掲載しているものは「例」であり、自治会の独自性を出す訓練や、訓練を継続的に実施できる土壌づくりを目指すものでも構いません。無理せずできる訓練を実施しましょう。また、前回実施した訓練とは違う種目を実施するなどして、知識や技術の幅を広げていきましょう。

自治会だけでもできる 防災まち歩き（自治会避難訓練）	
訓練の内容	①避難時の非常持ち出し袋や服装等の確認 ②近所の要配慮者等への声掛けを実施 ③自主防災組織の要配慮者支援班を中心に、避難体制や避難一時集結場所から一次避難所まで歩いて避難経路の確認
訓練指導機関	積極的に地域の人材（防災推進員等）を活用しましょう 消防署・防災対策課の派遣はありません
自治会で準備するもの	避難誘導用具など
訓練指導機関で準備するもの	なし
所要時間（目安）	1～2時間
訓練の発展	<p>防災マップの作成 避難経路で見つけた注意すべき場所（低地や川沿い、過去の災害発生場所など）を地域の地図に落とし込み、防災マップを作成し、自治会内で回覧します</p> <p>子ども会と一緒に 避難経路は小学生の通学路と同じ場合があります また、子どもたちに避難経路を教えるために子ども会と合同で防災まち歩きを実施します</p> <p>地元をよく知る人と 長年地域に住んでみえるお年寄りは過去の災害をよく知っています 「どこが、どうなったから危ない」など、経験による知識を受け継ぎましょう</p>

自治会だけでもできる 岐阜県広域防災センター見学	
施設の紹介	<p>岐阜県広域防災センターは、防災知識の普及向上や防災用資機材の備蓄等を目的として昭和 57 年に開設されました 自主防災組織の活動の中で、利用してみたいかですか？ (10 名以上の団体の場合は事前予約が必要です)</p> <p>■場所：各務原市川島小網町 2151 番地 (岐阜県消防学校内) (電話) 0586-89-4192 (FAX) 0586-89-4193</p> <p>■入館料：無料 (訓練実習も無料です)</p> <p>■開館日：毎週火～金曜日、第3日曜日 午前9時～午後4時30分まで ※祝日及び年末年始(12/29～1/3)は休館</p>
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> • 地震体験装置 実際に発生した地震の揺れを再現します。100 インチスクリーンに被災する街並みを映し出し、壁面には家具の転倒を再現する「バーチャルウォール」や、食器棚が倒れる様子を再現する「カラクリウォール」を備えています • 消火器訓練 消火器の操作方法や構造について、職員による説明と訓練用消火器を使った操作体験ができます • VR 地震シミュレータ 地震発生時の避難行動についてバーチャル体験ができます • パネル及び岐阜県地形ジオラマ展示 地震、風水害、雪害、火山、林野火災、消防団に関する解説パネルを展示しています また、岐阜県の地形を立体的に表したジオラマも設置されています その他、ビデオなどによる防災学習により、防災知識を身に付けられます • 防災備蓄館 災害時に必要とされる防災資機材の備蓄を行っており、備蓄館内を見学することができます
自治会で準備するもの	岐阜県広域防災センターの予約・移動手段
訓練指導機関で準備するもの	消防署・防災対策課の派遣はありません

自治会だけでもできる 初期消火訓練（水消火器）	
訓練の内容	水が入った訓練用の消火器を使用し、消火器の取り扱い及び性能、初期消火方法を理解します ※実際の消火はしません
訓練指導機関	積極的に地域の人材（消防団等）を活用しましょう 必要に応じて消防署員が指導に伺います
自治会で準備するもの	なし
訓練指導機関で準備するもの	訓練用水消火器・標的（火点）となるもの ※水消火器は訓練参加人員に応じて消防署が準備します
所要時間（目安）	30分



自治会だけでもできる 初期消火訓練（消火栓取扱訓練）	
訓練の内容	実際に消火栓を使用し、消火栓の使用方法やホースの展張・延長・結合要領、放水について理解します
訓練指導機関	積極的に地域の人材（消防団等）を活用しましょう 必要に応じて消防署員が指導に伺います
自治会で準備するもの	消火栓ハンドル・消防ホース・筒先
訓練指導機関で準備するもの	なし
所要時間（目安）	30分

自治会だけでもできる ビデオ・DVD 上映	
訓練の内容	火災予防や防災に関する DVD を視聴します
訓練指導機関	積極的に地域の人材（防災推進員等）を活用しましょう 必要に応じて消防署員が指導に伺います 消防署・防災対策課の派遣を行わず、DVD の貸し出しも行っております。（資料 17 ページ参照）
自治会で準備するもの	DVD デッキ・モニター等 （必要に応じて）筆記用具
訓練指導機関で準備するもの	DVD・プロジェクター・スクリーン ※ビデオデッキ等は消防署員が出向いた場合に持っていきます
所要時間（目安）	30 分
訓練の発展	DVD を視聴した後に参加者同士で防災に関する意見交換や日頃の備え等を検討しましょう

消防署が指導する 初期消火訓練（粉末消火器）	
訓練の内容	粉末消火器を使用し、消火器の取り扱い及び性能、初期消火方法を理解します 訓練参加者が実際に燃えている火を消火します
訓練指導機関	消防署
自治会で準備するもの	なし
訓練指導機関で準備するもの	粉末消火器・燃焼皿・助燃用燃料 ※粉末消火器は参加人数に応じて準備します
所要時間（目安）	30 分

消防署が指導する 応急手当訓練（AED 取扱訓練）	
訓練の内容	訓練用の AED（自動体外式除細動器）を使用し、その取り扱い及び心肺蘇生法を習得します
訓練指導機関	消防署
自治会で準備するもの	なし
訓練指導機関で準備するもの	訓練用 AED・訓練人形 ※数量は参加人数に応じて準備します
所要時間（目安）	1 時間

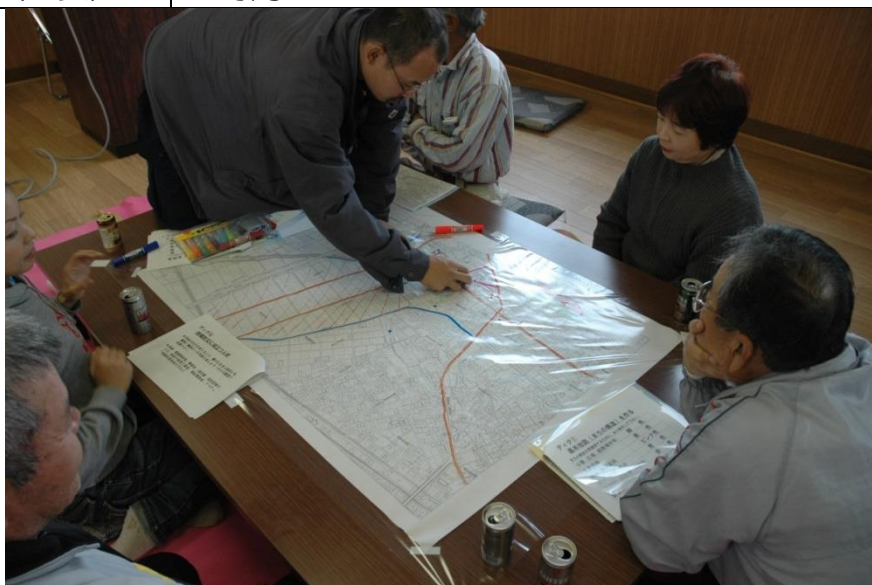
消防署が指導する 防火講話	
訓練の内容	火災の原因を知り、火災を発生させないよう対策を施し、万が一の場合の 119 番通報の方法や初期消火等について学習します
訓練指導機関	消防署
自治会で準備するもの	（必要に応じて）筆記用具
訓練指導機関で準備するもの	（必要に応じて）各種資料
所要時間（目安）	30 分

防災対策課が指導する クロスロード・ゲーム	
訓練の内容	クロスロードとは「進退を決するべき岐路」のこと 日々の生活は選択とジレンマがいっぱい 災害時にはそれ以上に選択しなければいけないことが増えます その中で地域住民同士がいかに合意を得ながら災害に対応していくかカードゲームを通じて学びます
訓練指導機関	防災対策課
自治会で準備するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者の呼びかけ・人員の把握 1テーブル5人又は7人（奇数限定） 合計 30～50 人程度 ・会場の手配 複数のグループに分かれますので、広い部屋の手配をお願いします ・長机 1グループにつき2台 ・筆記用具
訓練指導機関で準備するもの	カード・パソコン・プロジェクター・スクリーン
所要時間（目安）	2時間



防災対策課が指導する 避難所運営ゲーム（HUG）	
訓練の内容	<p>大災害が発生！ もし、あなたが避難所を運営しなければならない立場になった時、避難所に殺到する人々や、次から次へと発生する出来事についてどのように対応しますか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営ゲームは、避難者の年齢、性別、国籍、事情などが書かれたカードを、避難所となる体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、避難所で発生する出来事に対してどう対応していくかを疑似体験します ・参加者は、このゲームを通じて要配慮者に配慮しながら部屋割りを考えたり、炊き出し場や仮設トイレの配置など生活空間の確保、視察や取材対応といった出来事に対して、意見を出し合い、話し合いながらゲームを通じて避難所の運営を学びます <p>※HUG = Hinanjo（避難所） Unnei（運営） Game（ゲーム）</p>
訓練指導機関	防災対策課
自治会で準備するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者の呼びかけ・人数の把握 1テーブル5～7人 合計30～50人程度 ・会場の手配 複数のグループに分かれますので、広い部屋の手配をお願いします ・長机 1グループにつき3台 ・筆記用具
訓練指導機関で準備するもの	文房具一式・模造紙・パソコン・プロジェクター スクリーン
所要時間（目安）	2時間

防災対策課が指導する 災害図上訓練 (DIG)	
訓練の内容	自分の住んでいる地域を表示した大きな地図を囲み、全員で地域の状況を書き込みながらワイワイと楽しく論議します その過程で地域の災害に対する強さや弱さ、地域の特性が見えてきます わがまちを”再発見”してみませんか？ ※DIG = Disaster Imagination Game
訓練指導機関	防災対策課
自治会で準備するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者の呼びかけ・人数の把握 1テーブル5～7人 合計30～50人程度 ・会場の手配 複数のグループに分かれますので、広い部屋の手配をお願いします ・長机 1グループにつき3台 ・筆記用具
訓練指導機関で準備するもの	文房具一式・白地図・パソコン・プロジェクター スクリーン
所要時間 (目安)	2時間



防災対策課が指導する 防災講話	
訓練の内容	地震や風水害、土砂災害などが発生する原因から発生時の対応、予防対策などを学習します また、市が発行する防災ハンドブックを使用して、ハザードマップの見方などを学習します
訓練指導機関	防災対策課
自治会で準備するもの	筆記用具
訓練指導機関で準備するもの	パソコン・プロジェクター・スクリーン
所要時間（目安）	1時間

種訓練に関する問い合わせ先

部署名	所在地	電話番号
各務原市役所 防災対策課	那加桜町 1-69 (市役所本庁舎4階)	058-383-1190
西部方面消防署	那加桜町 1-69 (消防本部庁舎2階南側)	058-371-7040
西部方面消防署 川島分署	川島河田町 1029-47	0586-89-3266
西部方面消防署 南出張所	前渡北町 1-4	058-386-9346
西部方面消防署 尾崎出張所	尾崎西町 1-7-2	058-389-4119
東部方面消防署	鵜沼羽場町 1-181	058-384-1191
東部方面消防署 北分署	蘇原東門町 3-49-1	058-389-1191
東部方面消防署 みどり坂出張所	鵜沼東町 7-65	058-370-3119

6. 防災に関するDVDの貸し出しについて
 防災対策課では、自治会（子ども会やシニアクラブ等を含む）での防災学習にお役に立てていただくため、防災に関するDVDソフトを貸し出しますので、ぜひご利用ください。

- ・貸出期間は1週間以内です
- ・貸出本数は1回につき2本以内です
- ・「防災備品借用申請書」を防災対策課に提出してください。

※申請書は防災対策課にございます。

詳細は防災対策課までお問い合わせください。



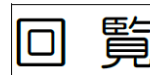
【貸し出しDVDソフト一覧】

タイトル	時間
命を守る地震対策	15分
被災地から伝えたい テレビカメラが見た東日本大震災	105分
今すぐできる！家庭防災 ふせごう家具等の転倒防止対策	21分
地震だ！その時どうする？ 自分を守り、みんなで助け合おう	18分
その時、あなたは？ 緊急地震速報のしくみと心得	10分
20世紀 日本の地震災害	40分
集中豪雨に備えよう 7.15豪雨災害の教訓	16分
気象災害から命を守る 『想定外』は、いま起こるかもしれない	21分
なぜ、地震対策が必要なのか 生活の継続・早期再開のために	20分
災害時要援護者の支援 とともに生きのびるための自助・共助	17分
マグニチュード 明日への架け橋（映画作品）	90分
迫り来る 大地震に備える	26分
水害から命を守る 備えと避難行動	27分

7. 地域の人材・資機材の活用について

地域には災害時に役に立つと思われる人材や資機材があり、日頃から把握しておくことはとても有効です。チラシを作成して回覧板等により地域住民に登録を呼びかけ、人材リストを作成しておきましょう。

登録呼びかけのため、チラシの印刷を希望する場合は防災対策課までご連絡ください



〇〇自治会の皆様へ

〇 〇 自 治 会

大工、看護師、防災士、重機を扱える、チェンソーやバールを持っている…

災害時あなたの力が役に立つ！



未曾有の大災害となった阪神・淡路大震災（平成7年）や東日本大震災（平成23年）では、発生直後から既存の消防機関等では手がまわらず、地域住民の手によって、家族、近隣住民の救出活動や消火活動が行われ、多くの人々の命が救われました。

〇〇自治会では、災害時における地域の円滑な救助・救命活動を図るため、災害時に役に立つと思われる専門的な知識や技術をお持ちの方（免許、資格、仕事、特技、趣味など）や、災害時に活用できる資機材等をお持ちの方を募集します。

応募方法

- ① 応募していただける方は、別紙に必要事項を記入してください。
- ② 別紙に記入した情報は、地域住民で共有します。

*この点をご了解の上、記入をお願いします。

※登録者本人やその家族が被災者となることも十分考えられます。登録したからといって、登録者個人に義務を課すものではありません。災害時には、自分や家族の安否確認を最優先し、支援が可能な場合（余力があるとき）に、隣近所や地域のためにご協力をお願いします。

※ご登録いただいた情報は、地域の防災活動においてのみ使用し、その他の目的には一切使用しません

8. 情報メール、SNS 等による情報配信について

各務原市では、防災情報をはじめ暮らしに役立つ情報を、携帯電話などに送信する「メール配信サービス」を行っています。配信する情報は市内全域、または那加、稲羽、川島、鵜沼、蘇原の地区ごとに配信を選択できます。

災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合には、「市公式 LINE」、「市公式 Twitter」、「Yahoo!防災速報」からも避難に関する情報などを配信します。

なお、情報メール、各種 SNS 等の利用にはパケット代がかかります（登録費用や会員費用などは不要です）。

情報メール

配信する情報には以下の種類があり、希望する情報を複数選択可能です。

- 消防情報（市内の火災発生をお知らせします）
- 防災情報（災害などの緊急時に情報を発信します）
- 防犯情報（不審者などの情報や、警察からの行方不明者捜索依頼など）
- ポケメール（乳幼児をお持ちの方向けのイベントなど）
- 消防お役立ち情報（消防本部が実施する研修や行事のお知らせをお送りします）
- 環境情報（大気汚染やごみ収集に関する情報など）
- イベント情報（市内で開催されるイベントなどのご案内）
- 産業政策ニュース（国や県、市の施策やセミナーなど、事業者の皆さんに役立つ情報をお届けします）

配信を希望される方は「情報メール登録」のアドレスにメールを送信してください。折り返し案内メールが届きます。

なお、二次元コードに対応している携帯電話は、右記の二次元コードからも登録ページにアクセスできます。

- 情報メール登録アドレス
t-kakamigahara@sg-p.jp



※ ドメイン指定受信や、メール指定受信を設定されている方は mobile.city.kakamigahara.gifu.jp を追加してください。

各種 SNS

市公式 LINE、市公式 Twitter の配信をご希望の方は、下記の二次元コードからアクセスができます。



市公式 LINE



市公式 Twitter



Yahoo!防災速報

各務原市は、ヤフー株式会社と「災害に係る情報発信等に関する協定」を締結し、同社が提供している「Yahoo!防災速報」サービスを活用した防災情報などの配信を開始しました。

「Yahoo!防災速報」とは

緊急地震速報や豪雨予報、避難情報などをお知らせするヤフー株式会社のサービスです。

スマートフォンで利用できるアプリ版（iOS、Android 対応）と携帯電話やパソコンに情報が届くメール版があります。

※ メール版のご利用には、Yahoo!JAPAN ID が必要です。

配信する緊急情報

- ・ 避難に関する情報
- ・ 避難所の開設情報
- ・ ライフライン情報（断水、災害時の交通情報など）
- ・ その他、配信が必要と思われる情報 など

配信対象者

「Yahoo!防災速報」のアプリ版およびメール版に登録している方で、次のいずれかに該当する方

- ・ 通知対象地域を「各務原市」に設定している方
- ・ 位置情報サービスの設定を「オン」にし、市内に滞在している方

防災情報等を受け取るためには

アプリ版（スマートフォンで利用可能）

1. 下記の二次元コードまたは、URL からアプリをダウンロードしてください
2. アプリの「設定」の「地域の設定」で「各務原市」を選択してください
3. アプリの「設定」の「自治体からの緊急情報」で「プッシュ通知」を「オン」にしてください

iPhone の方



Android の方



「Yahoo!防災速報」サイト URL… <https://emg.yahoo.co.jp/>

メール版（携帯電話・パソコンで利用可能）

上記の URL から「メール版 簡易登録へ」をクリックしてください

1. 「通知先の設定」で受信したいメールアドレスを登録してください
2. 「通知の設定」の「各務原市」を選択してください
3. 「通知する情報の設定」で「自治体からの緊急情報」にチェックをいれてください

自主防災のてびき

自分たちの地域は自分たちで守る！！

発行：平成22年3月
改版：令和5年4月

各務原市役所

(問い合わせ先)
〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地
市長公室 防災対策課
058-383-1190
